

公布された規則のあらまし

◇静岡県立職業能力開発施設の設置、運営及び授業料等に関する条例施行規則及び静岡県立職業能力開発施設の行う職業訓練の基準を定める規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

静岡県立職業能力開発施設の設置、運営及び授業料等に関する条例及び職業能力開発促進法第15条の7第1項ただし書に規定する静岡県立職業能力開発施設以外の施設で行うことができる職業訓練等を定める条例の改正等に伴い、次の規則について必要な改正を行いました。

- (1) 静岡県立職業能力開発施設の設置、運営及び授業料等に関する条例施行規則
- (2) 静岡県立職業能力開発施設の行う職業訓練の基準を定める規則

2 施行期日

この規則は、令和3年4月1日から施行することとしました。

◇租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定事務施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

租税特別措置法施行令の改正に伴い、引用している条項を改めました。（第1条、第2条、様式第3号、様式第6号）

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。